

(証券コード 1898)
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目13番16号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 平 喜 一

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲） |

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 相談役の廃止に係る定款変更の件
- 第7号議案 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

第5号議案から第7号議案までは一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内させていただきます。


当社ウェブサイト <https://www.seikitokyu.co.jp/>

議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席されない場合、また新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご出席をお控えいただく場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができまますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。


書面の郵送により 議決権を行使いただく場合



各議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限
2022年6月22日（水曜日）
午後6時到着分まで


インターネット等により 議決権を行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。

行使期限
2022年6月22日（水曜日）
午後6時受付分まで

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
2022年6月23日（木曜日）
午前10時

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書

株主番号 議決権行使票数

世紀東船工業株式会社 敬啟

私は、2022年6月23日開催の株主総会（株主総会）に出席する旨を本紙に記載のとおり、申込書（申込書）に記載のとおり、議決権行使書（議決権行使書）に記入し、ご返送ください。

議案	賛成	賛否	反対	未記載
第1号議案	○			
第2号議案	○			
第3号議案	○			
第4号議案	○			
第5号議案	○			
第6号議案	○			
第7号議案	○			

世紀東船工業株式会社

第1・2号議案（会社提案）

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

第3・4号議案（会社提案）

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合 ⇒ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第5・6・7号議案（株主提案）

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後6時受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

！ ご注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

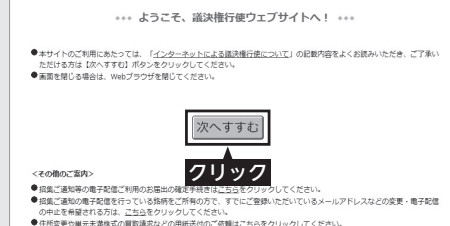
 **0120-652-031** 9:00~21:00

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

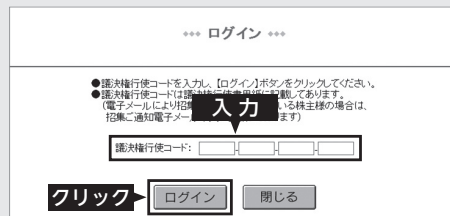
- サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

＜その他の案内＞

- 画面に通知メールの電子配信に利用の必要な届出の届き手続はご自身でクリックしてください。
- 画面に通知の電子配信を行っている時間帯と時間帯のずれ、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の申込を希望される方は、ご自身をクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの機能送付のご依頼はご自身でクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



*** ログイン ***

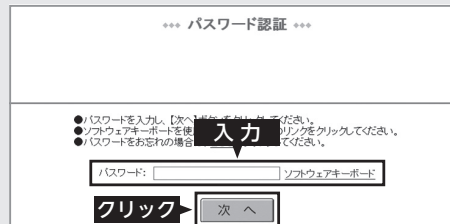
- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは、議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力してください。（電子メールにより招集される株主様の場合は、招集ご通知電子メールをご覧ください）

議決権行使コード:

クリック **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用し、【入力】ボタンをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、【パスワードをお忘れの場合】をクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック **次へ**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針とし、また、現行の「中期経営計画（2021-2023年度）」においては、株主還元策についての考え方を「配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした、安定的・継続的な株主還元」と定めております。

これらの方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金30円
総額 1,122,524,940円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化および今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第16条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略) (新 設) 7. (条文省略)	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) 7. <u>再生可能エネルギー等による発電および電気の供給、販売</u> 8. (現行どおり)
第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第16条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>現行定款第16条の削除および変更案第16条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当事業年度の取締役会出席回数
1	たいら よしかず 平 喜一 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14回／14回 (100%)
2	ふるかわ つかさ 古川 司 再任	代表取締役 副社長執行役員 事業推進本部長 兼働き方改革プロジェクトリーダー	14回／14回 (100%)
3	いしだ かずし 石田 和士 再任	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長 兼サステナブル経営戦略プロジェクトリーダー	14回／14回 (100%)
4	おおてき ゆうじ 樗木 裕治 再任	取締役 常務執行役員 事業推進本部副本部長 兼工務部長	11回／11回 (100%)
5	ふくだ しんや 福田 眞也 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
6	たむら まさと 田村 仁人 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
7	しみず れな 清水 令奈 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)

(注) 当事業年度の取締役会出席回数に関し、樗木裕治氏につきましては、2021年6月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>た い ら よ し か ず 平 喜 一 (1961年11月23日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 5年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 47,417株</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役社長（現） 2019年4月 当社社長執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業部門全体の統括を経て、現在は取締役社長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p>ふ る か わ つ か さ 古 川 司 (1958年2月7日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 10年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 42,957株</p>	<p>1980年4月 東急道路(株)入社 2008年4月 当社財務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 当社取締役（現） 2014年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2019年4月 当社事業推進本部長（現） 2022年4月 当社副社長執行役員（現） 2022年4月 働き方改革プロジェクトリーダー（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、副社長執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	<p>い し だ か ず し 石 田 和 士 (1961年8月10日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数(本総会終結時) 3年</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 21,838株</p>	<p>1985年4月 当社入社 2013年4月 当社内部統制推進部長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員(現) 2019年4月 当社管理本部長兼経営企画部長(現) 2019年6月 当社取締役(現) 2022年4月 当社サステナブル経営戦略プロジェクトリーダー(現)</p> <hr/> <p>《《取締役候補者とした理由》》 入社以来、主に、事務管理、コンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は常務執行役員として当社の管理部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>お お て き ゆ う じ 樗 木 裕 治 (1964年5月1日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数(本総会終結時) 1年</p> <p>取締役会への出席状況 11回/11回(100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 15,723株</p>	<p>1988年4月 当社入社 2016年4月 当社九州支店長 2017年4月 当社執行役員 2020年4月 当社事業推進本部工務部長(現) 2021年4月 当社常務執行役員(現) 2021年4月 当社事業推進本部副本部長(現) 2021年6月 当社取締役(現)</p> <hr/> <p>《《取締役候補者とした理由》》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の建設事業を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	<p>ふくだしんや 福田眞也 (1944年2月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 6年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1966年9月 公認会計士川北博事務所入所 1971年1月 等松・青木監査法人（その後の監査法人トーマツ）入所 1971年3月 公認会計士開業登録 1987年5月 同監査法人代表社員 1992年7月 日本公認会計士協会常務理事 2007年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 2013年12月 公認会計士福田眞也事務所開設（現） 2016年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 公認会計士</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、2007年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の代表社員として2002年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>
6	<p>たむらまさと 田村仁人 (1946年8月3日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 6年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年7月 建設省入省 1991年6月 同省関東地方建設局用地部長 1997年7月 国土庁長官官房審議官 1998年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 2002年6月 西日本建設業保証(株)常務取締役 2013年4月 (社)全国住宅産業協会専務理事 2016年6月 当社取締役（現）</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	しみずれな 清水 令奈 (1973年7月3日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員 在任年数(本総会最終時) 2年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 所有する当社の株式の数 287株	1996年4月 (株)リクルートコスモス入社 2002年1月 マンパワー・ジャパン(株)入社 2008年1月 (株)コーチ・エィ入社 2010年6月 清水令奈事務所開設 2012年2月 (株)CHANCE for ONE設立 2012年2月 同社取締役社長(現) 2020年6月 当社取締役(現) [重要な兼職の状況] 株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長 ≪社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要≫ 女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、企業や地方自治体でのコンサルティング、講演など多岐にわたる活動をされており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、ダイバーシティはじめ、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福田眞也、田村仁人、清水令奈の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、福田眞也、田村仁人、清水令奈の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、福田眞也、田村仁人、清水令奈の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 鈴木良彦、齋藤洋一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
1	<p>おおつき つねひさ 大槻恒久 (1956年4月2日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1979年4月 三井建設(株)入社 2012年10月 三井住友建設(株)執行役員 2013年4月 同社土木本部副本部長 2014年4月 同社常務執行役員 2019年6月 SMCテック(株)取締役会長 2020年6月 同社取締役社長 2022年4月 同社取締役(現)</p> <hr/> <p>≪社外監査役候補者とした理由≫ 建設業界において、多岐にわたる業務に携わられた経歴および経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>
2	<p>さいとう よういち 齋藤洋一 (1973年12月12日生)</p> <p>再任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数(本総会終結時) 4年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 監査役会への出席状況 9回/9回(100%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>2007年9月 弁護士登録 2007年9月 第二東京弁護士会犯罪被害者支援センター委員 2008年9月 齋藤総合法律事務所入所(現) 2015年9月 第二東京弁護士会綱紀委員会委員 2016年4月 同弁護士会司法修習委員会委員(現) 2018年6月 当社監査役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士 東急建設株式会社監査役(社外監査役)</p> <hr/> <p>≪社外監査役候補者とした理由≫ 弁護士として法律に関する高度な知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大槻恒久、齋藤洋一の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、齋藤洋一氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、大槻恒久氏の選任についてご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 5. 当社は、齋藤洋一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、大槻恒久氏の選任についてご承認いただいた場合、同氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

[ご参考] 第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	社外役員	指名・報酬委員会	特に専門性を発揮できる領域および経験										
				事務系	技術系	管理部門	工部	製品部	経営経験	法務・コンプライアンス	行政経験	財務・会計	人材・労務	女性活躍
平 喜 一	代表取締役社長 社長執行役員		○		●		●		●					
古 川 司	代表取締役 副社長執行役員		○	●		●		●		●		●	●	
石 田 和 士	取締役 常務執行役員			●		●	●			●				
樗 木 裕 治	取締役 常務執行役員				●		●							
福 田 眞 也	取締役	◎	◎								●	●		
田 村 仁 人	取締役	◎	○						●		●			
清 水 令 奈	取締役	◎	○						●				●	●
小 出 正 幸	常勤監査役			●		●	●			●		●		
大 槻 恒 久	常勤監査役	◎			●		●		●					
齋 藤 洋 一	監査役	◎								●				
小 野 行 雄	監査役	◎										●		

- (注) 1. 社外役員欄の◎は、独立役員を示しております。
 2. 指名・報酬委員会欄の◎は、議長を示しております。

＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞

第5号議案から第7号議案までは、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の2、4及び5の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、株式会社ストラテジックキャピタルのプレスリリースを参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容をそのまま記載したものです。「4及び5の議案」とは、「第6号議案および第7号議案」を指しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の内容

（1） 配当財産の種類 金銭

（2） 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

86円から、第73回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第73回1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が86円と異なる場合は冒頭の86円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第73回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3） 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第73回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第73回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

当社は2021年5月に発表した長期ビジョン及び中期経営計画（以下「本計画」という。）において、2031年3月末の自己資本比率を50%、ROEを10%にする数値目標を開示している。

しかし、本計画においては、同時に株主還元について「総還元性向50%」とされており、当該株主還元の方針に従って弊社が試算を行ったところ、2031年3月末には自己資本比率は63.2%まで上昇し、ROEは8.2%に低下すると推定される。すなわち、本計画にて示された株主還元の方針は、当社の自己資本を積み上げ、ROEを低下させるものであり、株主価値の向上にはつながらない。なお、このように本計画における株主還元方針に従うと、本計画における自己資本比率の目標値を超過する一方で、ROEの目標値は達成できない点については、代表取締役社長を含む当社経営陣が自ら認めるところである。

2021年12月末現在の当社の自己資本比率が53.7%、自己資本が392億円と、当社が既に盤石な財務基盤を有していることを鑑みれば、自己資本を増加させてもROEの低下を招くだけである。従って、余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。そして、今後の中長期的な資本政策として、配当性向100%を継続的に採用すべきである。

なお、当社は、2021年12月末現在で、現預金約149億円を保有しており、有利子負債は約51億円に過ぎない。現預金から有利子負債を控除した額（以下「ネットキャッシュ」という。）は約98億円であり、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、当社のネットキャッシュ及び自己資本の水準は変わらず、当社の財務状態は良好なままである。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しております。このため、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。2021年5月に策定・公表した長期ビジョン「2030年のあるべき姿」においては、2030年度の目標として「自己資本500億円」「自己資本比率50%」「ROE 10%」等を重要業績評価指標（KPI）に掲げており、キャッシュ・フローの配分に関しては、総還元性向50%以上を維持しつつ、その余のフリーキャッシュ・フローについては、長期ビジョンの到達イメージを意識しながら、さらなる株主還元、財務体質強化、追加的投資の実施など、経営判断により、都度、バランスを見極め、最善の配分を行う計画といたしております。

また、利益の配分につきましては、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な株主還元の実施に努めることを基本方針としており、2022年3月期を初年度とする「中期経営計画（2021-2023年度）」においては、前年まで「総還元性向30%程度」を目安としてきた株主還元についての考え方を、「配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした安定的・継続的な株主還元」とあらため、さらなる株主還元の充実に取り組んでいるところであります。

これらの方針に基づき、会社提案の「剰余金の処分の件」においては、2022年3月期の期末配当金を1株当たり30円（配当性向35.4%）とさせていただいております。

また、「中期経営計画（2018-2020年度）」期間中の経営成績や財政状態の改善状況等を勘案し、2021年度中に総額25億円の自己株式の取得を実施いたしましたので、2022年3月期の総還元性向については109.6%となります。

なお、2022年5月11日に公表いたしましたとおり、上記の方針等に基づき、中長期的な株主還元の拡充および資本効率の向上を目的として、2022年度中に総額8億円または120万株を上限とする自己株式の取得およびこれにより取得する全ての自己株式の消却を予定いたしております。

一方で、配当性向100%を継続的に実現するよう株主還元の方針を転換し、2022年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とする株主提案については、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性についても顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の中長期的な利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがいまして、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

[ご参考]

2022年3月末現在の財政状態に関しては、現預金残高は128億円、有利子負債残高は70億円、現預金残高から有利子負債残高を控除した額（以下「ネットキャッシュ」といいます。）は58億円であり、提案株主が提案の理由に記載された現預金149億円、有利子負債51億円およびネットキャッシュ98億円とは相当額の変動が生じております。

第6号議案 相談役の廃止に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款第28条を削除し、28条以下の番号を1つずつ繰り上げる。

2. 提案の理由

当社には、現任の相談役が存在しないものの、社長及び会長経験者であり、2022年4月1日時点で取締役会長である佐藤俊明氏（以下「佐藤氏」という。）が同年6月下旬から相談役に就任すると開示している。相談役・顧問制度については、経済産業省の策定した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（平成30年9月28日改訂）」（以下「CGS指針」という。）47頁以降において問題点が指摘され、その後この制度を廃止する上場企業が続出したところである。

当社は相談役の役割を「長年経営に携わってきた経験・知見等に基づき、会社の求めに応じて助言を行うこと」とであると抽象的に説明しているのみであり、佐藤氏を相談役として雇用し、報酬を支払うことの合理性については全く説明されていない。

また、佐藤氏は2012年から2019年まで当社の代表取締役社長を務めていながら、当社が2011年から2015年にかけて行った6件の独占禁止法違反行為を未然に防止することができなかつたばかりか、2015年に公正取引委員会が立入検査を行うまで当社による度重なる独占禁止法違反行為を察知できなかった人物である。

それどころか、佐藤氏を含む当社の取締役及び元取締役の4名に対して当社への損害賠償を求めた株主代表訴訟において、東京地方裁判所は、当社が2011年から2015年にかけて行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為の存在を、佐藤氏が遅くとも2011年3月以降は認識していながらこれを黙認したと認定しており、佐藤氏について取締役としての善管注意義務違反を認め、当社に対する17億3227万円の損害賠償の支払いを命じている（以下「本判決」という。）。提案株主は、経営トップでありながら6件もの独占禁止法違反行為を看過し、あるいはこれを黙認していたと本判決で認定された人物については、会社に対して有益な助言を行うことを期待するのではなく、むしろその影響力を排除することが当社の中長期的な株主価値の向上に資すると考える。

以上のように、影響力を排除すべき人物が相談役に就任するという事態が生じないようにするためにも、当社は、合理性の認められない相談役制度そのものを廃止することでコーポレートガバナンスの充実を図るべきである。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。(なお、「佐藤氏」の氏名は正しくは佐藤俊昭です。)

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、役員経験者に対し、必要に応じて相談役を委嘱しております。その役割は、社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うほか、当社事業の円滑な運営に資する社外活動に従事することであり、取締役会の求めに応じて相談役を置くことができる現在の仕組みについては、当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

また、経済産業省が策定した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」において、社長等経験者を相談役等として置く場合、その人数や役割等を公表することが期待されているところ、当社では、適時開示により相談役等への就任予定を公表するほか、該当がある場合は、東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンス報告書において、社長等経験者である相談役等の氏名、業務内容、報酬の有無および委嘱のプロセス等を公表する方針といたしており、透明性の確保に努めております。

なお、相談役は取締役会等に出席することはなく、当社の経営の意思決定に関与することは一切ありません。また、相談役の委嘱については、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問を経ることにより客観性を確保しており、さらには、当社の取締役会は、独立社外取締役が3分の1以上を構成し、相談役が意思決定に不当な影響を与えるリスクを排除する環境が確保されていることもあわせて、相談役を置くことについて、ガバナンス上の懸念はないものと考えております。

したがって、本議案で提案された定款変更については不要であると判断いたします。

[ご参考]

提案株主が、提案の理由として「本年6月に相談役就任が予定されている者は、当社の独占禁止法違反を防止できなかった人物であり、相談役として不適任である」旨を内容とする記載をされておりますが、同氏は、工事入札における独占禁止法違反行為が発覚した際には業界に先駆け課徴金減免申請（リエエンシー）の経営判断を行なうなど、コンプライアンスに対して高い見識を有する人物でもあり、相談役として経営にご助力いただくことにより、当社の企業価値向上に貢献いただけるものと考えております。

第7号議案 相談役の個別報酬開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

議案4が否決されることを条件として、現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 相談役の個別報酬の開示

(相談役の個別報酬開示)

第43条 当社は、相談役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

本議案は、議案4が否決された場合、2022年6月下旬に佐藤氏の相談役就任が予定されていることを踏まえ、佐藤氏の2023年3月期以降の相談役としての個別報酬を開示することを企図した提案である。

そもそも、会社法は取締役に対して支給する報酬総額の決定に株主総会の決議を要すると定めるとともに、取締役の個別報酬の決定方針を取締役会で決定することを義務づけ、取締役に対する報酬に関するガバナンスの整備を要請している。それにもかかわらず、取締役の退任後に相談役に就任し、漫然と相談役としての報酬を支給する行為は、会社法の趣旨に背くものである。

さらに、佐藤氏は、独占禁止法違反行為の発覚及びこれに伴う公正取引委員会からの排除措置命令を受けて、代表取締役社長であった2016年10月から2016年12月にかけて報酬月額30%を自主返上している。CGS指針51頁において、相談役の報酬は役員報酬の「後払的要素」があると指摘されているところ、役員報酬の後払いとして佐藤氏に相談役としての報酬を支給するのであれば、代表取締役時代の報酬の返上は、独占禁止法に違反する行為に対する制裁としての意味がなくなり、また、今後の再発防止の抑止力としての機能も失われてしまう。

また、本判決によれば佐藤氏は独占禁止法違反行為に対する責任が認められ、当社に対して17億3227万円の賠償金の支払い義務を負う。しかし、当社取締役会はこれまで佐藤氏に対して十分な責任追及を行ってこなかっただけでなく、本判決を経てもなお同氏の相談役への就任の方針を撤回していない。これらに鑑みれば、当社取締役会または指名・報酬委員会と佐藤氏の間には不健全な馴れ合いの関係が生じていることが強く懸念され、佐藤氏の相談役としての報酬の決定に際してガバナンスが働くことは到底期待できない。

以上の懸念を払拭するためには、当社は、相談役の報酬を個別開示することで、相談役として受け取る報酬が妥当なものであることを示すべきである。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。「議案4」とは、「第6号議案」を指しております。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、必要に応じて相談役を置く場合、報酬については、指名・報酬委員会の諮問を経ることにより客観性を確保したうえで、その役割に応じた適切な報酬額を設定するものとしております。また、個人の報酬額に関してはプライバシー保護の観点からも、具体的な金額の開示は制限されるべきであると考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、感染拡大や半導体不足、部品供給網の混乱により生産活動に停滞が生じるなど、総じて厳しい状況が続き、また、ウクライナ情勢の緊迫化を受け資源価格がさらに高騰するなど、年度終盤にかけては先行きに対する警戒感が一段と強まる展開となりました。

道路建設業界におきましては、防災・減災、国土強靱化対策等により公共投資は底堅さを維持したものの、主要資材であるアスファルトをはじめ、原材料価格が年度を通じて高値圏で推移するなど予断を許さない事業環境となりました。

このような情勢のもと、当社グループでは、2021年5月に策定した「2030年のあるべき姿」を示す長期ビジョンおよび「中期経営計画（2021-2023年度）」に基づき、本業のさらなる競争力強化による安定収益の拡大に努めるとともに、連結子会社であったエスティ建材株式会社の株式譲渡や新潟市で賃貸事業を行ってきたオフィスビルの売却を実施し、事業体制の最適化を推し進めるなど、将来の環境変化に対応する「真に強靱な企業グループへ」と進化を遂げるべく、各種施策を推進してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高（製品売上高および不動産事業等売上高を含む）は828億50百万円（前連結会計年度比7.5%減）、売上高は851億32百万円（同5.4%減）となりました。また、損益面につきましては、原油価格や資材価格高騰の影響などにより経常利益は43億58百万円（同48.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億4百万円（同36.2%減）となりました。

部門別（セグメント別）の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

【建設事業】

建設事業におきましては、堅調な官公庁発注工事の受注に注力するとともに民間顧客への営業も強化するなど、収益の拡大に努めてまいりました。また、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用による現場における省力化や生産性向上にも継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は674億17百万円（前連結会計年度比8.8%減）、完成工事高は696億99百万円（同6.3%減）、営業利益は60億38百万円（同28.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東急不動産株式会社	ブランド北24条ウエスト人工地盤工事	北海道
東日本高速道路株式会社	東北自動車道R4盛岡管内舗装補修工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	相馬地区6号維持補修工事	福島県
国土交通省関東地方整備局	R3国道4号下谷(2)電線共同溝路面復旧その2工事	東京都
東京都	路面補修工事(3五の6・二層式低騒音舗装)	東京都
川崎市	多摩区内都市計画道路世田谷町田線道路築造(切替)工事	神奈川県
国土交通省北陸地方整備局	R3尾張町電線共同溝その3外工事	石川県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道駒ヶ岳SA(下り線)舗装改良工事	長野県
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(2021-1-神)	兵庫県
西日本高速道路株式会社	令和3年度米子自動車道米子高速道路事務所管内舗装補修工事	鳥取県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	東北自動車道十和田管内舗装補修工事	青森県
国土交通省東北地方整備局	国道45号宇部芦ヶ沢地区舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	R2新4号幸主地区舗装工事	茨城県
東日本高速道路株式会社	常磐自動車道水戸管内舗装補修工事	茨城県
中日本高速道路株式会社	名古屋第二環状自動車道名古屋西JCT～飛鳥JCT間舗装工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	京都高速道路事務所管内舗装補修工事(令和元年度)	京都府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(2019-1-環)	大阪府
国土交通省近畿地方整備局	国道42号田辺管内舗装修繕他工事	和歌山県
西日本高速道路株式会社	岡山自動車道岡山JCT～有漢IC間舗装工事	岡山県
国土交通省九州地方整備局	令和2年度福岡空港滑走路増設誘導路新設外工事(第4次)	福岡県

【舗装資材製造販売事業】

舗装資材製造販売事業におきましては、今後の事業展開を見据えた拠点拡充や環境配慮型商品等の製造・販売体制の整備を進めるなど、収益確保に努めてまいりました。また、アスファルトプラントの設備更新を計画的に実施し、製造効率の向上や製品製造過程における環境負荷の低減にも注力してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は281億59百万円（前連結会計年度比2.0%減）となり、原油価格高騰による製造コスト上昇の影響などにより、営業利益は16億23百万円（同48.7%減）となりました。

【不動産事業等】

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は8億16百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は1億55百万円（同1.0%増）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は785億72百万円（前年同期比7.3%減）、売上高は811億68百万円（同4.2%減）、経常利益は40億25百万円（同49.4%減）、当期純利益は30億83百万円（同35.6%減）となりました。

【当社における部門別受注高および売上高】

(単位：百万円)

区 分		当期受注高	当期売上高
工 事 部 門	アスファルト舗装	46,594	49,684
	コンクリート舗装	682	640
	土木工事等	15,700	15,249
	計	62,977	65,573
製品部門等		15,595	15,595
合 計		78,572	81,168

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は33億88百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「建設事業」

当 社	機材センター 県央営業所	工事用アスファルトプラント取得 事務所等取得
-----	-----------------	---------------------------

「舗装資材製造販売事業」

当 社	東海合材工場	アスファルトプラント更新
-----	--------	--------------

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、本社ビル建替えに係る資金として、20億円を新たに借入により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、政府による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進等により、公共投資は底堅く推移することが見込まれますが、足元では、原油高によるアスファルト合材の製造コスト高騰に歯止めがかからず、販売価格への転嫁が大きな課題となっております。また、数年先、そしてその先の将来に向けては、コロナ禍や地政学的リスクによる不確実性の高まり、少子高齢化による労働人口の減少懸念、地球環境問題の深刻化など様々な変化がみられるなか、企業として健全に存続し、持続的に成長するためには、競争力の維持・向上は勿論のこと、サステナビリティを巡る課題への取り組みが必要不可欠となっております。

当社グループでは、このような状況に対応するため、2021年5月、『2030年のあるべき姿』を「人の成長と企業の成長を両立し、持続可能な社会の実現に貢献する真に強靱な企業グループ」とする長期ビジョンを明確にし、現在はその実現を目指し、主に以下の取り組みを進めております。

① 中期経営計画（2021-2023年度）

「2030年のあるべき姿」に向けた第1フェーズとして、2021年5月より、「中期経営計画（2021-2023年度）」を遂行しております。引き続き、「真に強靱な企業グループ」となる礎を築くべく、各種施策を着実に実行してまいります。

② サステナビリティを巡る課題への取り組み

サステナビリティへの対応を加速化すべく、本年4月、これまで部門横断的なプロジェクトとして進めてきた「SX推進プロジェクト」「DX推進プロジェクト」「働き方改革プロジェクト」「担い手確保プロジェクト」を「サステナブル経営戦略プロジェクト」「働き方改革プロジェクト」「ダイバーシティ推進プロジェクト」に再編、組織化いたしました。引き続き、職場環境の改善を含めた人材への投資、稼ぐ力と環境配慮を両立する投資活動を継続するほか、本年2月に申請したSBT (Science Based Targets) の達成に向け具体的な取り組みを進めるなど、サステナブルな経営を具現化してまいります。

③ 独占禁止法をはじめとする法令順守の徹底

当社は、2015年1月27日以前における独占禁止法違反行為により、2017年8月から2019年7月の間に、複数回、独占禁止法に基づく処分を受けております。

当社では、これら違反行為の発覚以降、再発防止策の確実な運用はもとより違法行為の徹底排除に取り組んでおりますが、今後とも、このような違反行為が存在した事実を風化させることなく、全社を挙げてコンプライアンス経営を推進してまいります。

なお、アスファルト合材の販売価格決定に関する違反行為により2019年7月に受けた課徴金納付命令で課徴金算定の対象とされた売上高の一部に関する見解の相違について公正な判断を求めるため、当社が、2020年1月に公正取引委員会を被告として東京地方裁判所に提起した課徴金納付命令の一部に対する取消訴訟につきましては、2021年8月5日に当社の請求を棄却する判決が言い渡されました。当社は、これを不服とし、同年8月18日、東京高等裁判所に控訴の提起をいたしております。

当社グループは、引き続き、これらの諸施策に真摯に取り組み、将来のどのような環境変化にも対応できる「真に強靱な企業グループへ」と進化を遂げるとともに、「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」として、社会に対する持続的な価値の提供と、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期ビジョンおよび中期経営計画の概要

『2030年のあるべき姿』（ビジョン）の概要

企業理念 | 豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業
 2030年の
あるべき姿 | 人の成長と企業の成長を両立し 持続可能な社会の実現に貢献する
真に強靱な企業グループ

- 当社にとって最も重要な経営資源は「人」である。従業員エンゲージメントの高い企業風土のもと、充実した教育体制により磨き上げられた従業員一人ひとりが実力を遺憾なく発揮することで、企業をさらに成長させていく。
- コロナ禍、自然災害等、予測不能な事態が頻発するなか、何かに備えるのではなく、基礎体力・危機対応力を向上させ「真の強靱化」を果たすことで、自らが持続可能な存在となる。
- 有事・平時を問わず、生活基盤創造企業として期待される責務を誠実に果たし続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献する。

基本方針

- 安定収益の拡大
- 収益源の多様化
- 人を基軸とした経営の実践
- 新しい働き方の確立
- 経営・財務基盤の充実

重要業績評価指標 (KPI) [連結]

項目	2030年度目標
売上高	1,000億円
営業利益	80億円
当期純利益	50億円
ROE	10.0%
自己資本	500億円
総資産	1,000億円
自己資本比率	50.0%

『中期経営計画(2021-2023年度)』の概要

個別戦略

- 本業のさらなる競争力強化による安定収益の拡大
- 事業領域の拡大、新たな事業分野開拓への挑戦
- 人材の「採用・定着・育成」における好循環の創出
- 生産性向上に資する新しい働き方の確立
- 強靱で健全な経営・財務基盤の構築
- 財務健全性の維持・向上
 - ※資本効率とのバランスを考慮
- 配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした、安定的・継続的な株主還元

主要経営指標[連結]

項目	2023年度計画
売上高	916億円
営業利益	58億円
当期純利益	37億円
ROE	8.6%程度
自己資本	430億円程度
総資産	860億円程度
自己資本比率	50%程度

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期(当連結会計年度) (2022年3月期)
受 注 高	78,817百万円	86,889百万円	89,611百万円	82,850百万円
売 上 高	74,036百万円	78,631百万円	90,025百万円	85,132百万円
経 常 利 益	5,584百万円	6,009百万円	8,395百万円	4,358百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,480百万円	6,544百万円	5,180百万円	3,304百万円
1株当たり当期純利益	86円16銭	162円40銭	128円45銭	84円81銭
総 資 産	70,906百万円	74,656百万円	79,409百万円	78,295百万円
純 資 産	31,543百万円	36,632百万円	40,790百万円	40,497百万円

- (注) 1. 第70期においては、大型工事の受注があった前年との比較では受注高・売上高ともに減少し、さらには原材料価格や燃料費の上昇などにより経常利益につきましても前年実績を下回る結果となりました。
2. 第71期においては、大型工事の受注や採算性の高い工事の進捗等により、受注高、売上高、経常利益が、それぞれ前年実績を上回り、また特別利益として独占禁止法関連損失引当金戻入額を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増加となりました。
3. 第72期においては、大型工事の進捗や年度前半の原油価格下落が利益を押し上げたことなどにより、受注高、売上高、経常利益が、それぞれ前年実績を上回ったものの、海外の連結子会社において生産設備等の減損損失を計上したことや前年に多額の特別利益を計上していたことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は前年を下回りました。
4. 第73期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 第73期(当連結会計年度)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第73期(当連結会計年度)の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
舗道工業株式会社	北海道	48百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
舗栄建設工業株式会社	北海道	35百万円	100.0% (100.0)%	舗装・土木工事の請負
みちのく工業株式会社	岩手県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
やまびこ工業株式会社	宮城県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	東京都	50百万円	100.0%	自動車等の賃貸および販売
日東道路株式会社	東京都	30百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
株式会社孝松工務店	神奈川県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
新世紀工業株式会社	奈良県	49百万円	100.0%	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
クマレキ工業株式会社	熊本県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
SEIKITOKYU MYANMAR ROAD COMPANY LIMITED	ヤンゴン	10,000千USドル	100.0%	舗装用資材の製造販売
STK PACIFIC CORPORATION	グアム	400千USドル	100.0%	舗装・土木工事の請負

(注) 当社の出資比率欄の () 内は間接保有割合 (内数) であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第1962号〕・〔(特-30) 第1962号〕として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

本 店：東京都港区三田三丁目13番16号

支 店：北海道支店 (北海道)	横浜支店 (神奈川県)
東北支店 (宮城県)	関東製販事業部 (東京都)
北陸支店 (新潟県)	名古屋支店 (愛知県)
関東支店 (東京都)	関西支店 (大阪府)
北関東支店 (埼玉県)	中四国支店 (広島県)
東関東支店 (千葉県)	九州支店 (福岡県)
東京支店 (東京都)	

営業所等：(53カ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(8カ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(49カ所)

② 重要な子会社

重要な子会社の名称、所在地につきましては「(6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,098名	55名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
931名	62名増	41.5歳	16.0年

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,986
株式会社みずほ銀行	1,425
株式会社三井住友銀行	1,240

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 7,569名 (前事業年度末比 441名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 急 建 設 株 式 会 社	8,931	23.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,883	10.38
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPANJUP	3,112	8.32
光 通 信 株 式 会 社	2,888	7.72
東 急 株 式 会 社	1,533	4.10
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,044	2.79
世紀東急工業従業員持株会	879	2.35
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	600	1.60
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	535	1.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	468	1.25

- (注) 1. 当社は、自己株式2,996,909株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。
2. 2021年6月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2021年6月2日現在で2,909千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2022年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) が2022年2月15日現在で2,077千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、2022年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同株主が2022年4月15日現在で1,636千株を保有している旨が記載されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中において、譲渡制限付株式付与のために支給された報酬（金銭債権）の給付と引き換えに、次のとおり自己株式処分の方法により株式を交付いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	24,900株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年5月12日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および総数	当社普通株式 2,973,900株
取得価額の総額	2,499,998,712円
取得期間	2021年5月13日～2022年3月23日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 俊 昭	
代表取締役社長	平 喜 一	社長執行役員
代 表 取 締 役	古 川 司	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	石 田 和 士	常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	樗 木 裕 治	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長
取 締 役	飯 塚 恒 生	東急建設株式会社取締役会長
取 締 役	福 田 眞 也	公認会計士
取 締 役	田 村 仁 人	株式会社日神グループホールディングス取締役（社外取締役）
取 締 役	清 水 令 奈	株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 出 正 幸	
常 勤 監 査 役	鈴 木 良 彦	
監 査 役	齋 藤 洋 一	弁護士 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監 査 役	小 野 行 雄	公認会計士 T I S 株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 取締役 福田眞也、田村仁人、清水令奈の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 鈴木良彦、齋藤洋一、小野行雄の各氏は、社外監査役であります。
 3. 2021年6月23日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役 平本公男氏は任期満了により退任いたしました。
 4. 2021年6月23日開催の第72回定時株主総会において、樗木裕治氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
 5. 取締役 福田眞也氏は2022年3月30日をもって、木徳神糧株式会社の社外監査役を退任いたしました。
 6. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
 (1) 東急建設株式会社は、2022年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
 (2) その他の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
 7. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 監査役 小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 2022年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更後の地位および担当	変更前の地位および担当
佐藤 俊 昭	取締役会長	代表取締役会長
古川 司	代表取締役 副社長執行役員 事業推進本部長 兼働き方改革プロジェクトリーダー	代表取締役 専務執行役員 事業推進本部長
石田 和 士	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長 兼サステナブル経営戦略プロジェクトリーダー	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長

10. 当社は取締役 福田眞也、田村仁人、清水令奈、監査役 齋藤洋一、小野行雄の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、2022年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員	岩崎泰彦、外村浩次
常務執行役員	朝日理登、永淵克己、西山慶太、三浦広直
執行役員	打越 誠、山田正人、石川裕治、権藤豊彦、松本辰男、瀬戸山武、江藤研一

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名、監査役の員数は4名であります。

また、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、支給する金銭報酬債権の総額は、取締役の報酬限度額の枠内で、年額60百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分する普通株式数は年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、取締役会の決議により決定しております。なお、決定に際しては、事前に指名・報酬委員会の審議を経ております。

決定方針の内容の概要につきましては以下のとおりであります。

<決定方針の内容の概要>

1) 基本方針

1. 取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な分配とすることを基本方針とする。
2. 業務執行取締役の報酬については、役位および職位（以下、「役位等」という。）に応じた『基本報酬』（固定報酬）、会社全体の業績および担当業務における成果等を反映する『変動報酬』（短期インセンティブ）、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする『株式報酬』（中長期インセンティブ）により構成する。
3. 非業務執行取締役の報酬は、『基本報酬』のみで構成する。
4. 報酬の水準は、比較対象として適切な他社の水準等も参照しつつ、当社の業績動向、財務内容、従業員の賃金等を総合的に勘案し、設定する。

2) 報酬の種類別の内容等

1. 『基本報酬』は、月例の固定報酬とし、役位等別の報酬額は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」において規定する。
2. 『変動報酬』は、毎年、一定の時期に支給し、個人別の報酬額は、「役員報酬支給規則」に則り、従業員の平均賞与支給月数に準じて算出する変動報酬標準支給額に、会社業績および個人評価等に基づく係数を乗じることにより算定する。
3. 『株式報酬』は譲渡制限付株式付与のための金銭債権とし、毎年、一定の時期に支給する。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年以上とし、その他内容の詳細、役位等に応じた金銭債権の支給額および交付すべき株式数の算定方法等は、取締役会で定める「株式報酬支給規則」において規定する。
4. 「役員報酬支給規則」および「株式報酬支給規則」は、毎年、指名・報酬委員会において、「1)基本方針」の内容を勘案しつつ、見直しの要否につき検討を行う。
5. 業務執行取締役の報酬の種類別の割合は、比較対象として適切な他社の動向等も参照しつつ、各報酬の目的を踏まえ、そのバランスに十分配慮し決定する。

3) 個人別報酬等の決定手続き

1. 個人別の報酬等の内容についての決定の一部を、取締役会決議に基づき取締役社長に委任するものとし、その委任する権限は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」に則り、各取締役の『基本報酬』および『変動報酬』の具体的金額を算定し決定することを内容とする。
2. 『株式報酬』における個人別の金銭債権の支給額および交付すべき株式数については、「株式報酬支給規則」に則り算定し、取締役会で決定する。
3. 個人別の報酬等の内容の決定に際しては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、答申を得るものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載の決定方針に従い、取締役会の委任決議に基づき取締役社長 平 喜一が取締役の個人別報酬額の一部につき具体的内容を決定しており、その権限の内容、当該権限が適切に行使されるための措置は、「② 3) 個人別報酬等の決定手続き」に記載のとおりであります。

取締役会としては、受任者が変動報酬算定のための評価者として適任であり、また、前記の手続きを経て具体的内容が決定されていることから、決定された内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬の総額 (百万円)	支給額(百万円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	203 (24)	181 (24)	— (—)	21 (—)	10名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	44 (29)	44 (29)	— (—)	— (—)	4名 (3名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記報酬額には、2021年6月23日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 表中の「基本報酬」には、『基本報酬』および『変動報酬』が含まれております。
3. 表中の「非金銭報酬等」には、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれの豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	福田 眞也	14回出席／14回開催	—
取締役	田村 仁人	14回出席／14回開催	—
取締役	清水 令奈	14回出席／14回開催	—
常勤監査役	鈴木 良彦	14回出席／14回開催	9回出席／9回開催
監査役	齋藤 洋一	14回出席／14回開催	9回出席／9回開催
監査役	小野 行雄	14回出席／14回開催	9回出席／9回開催

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
福田 眞也	公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の議長を務めております。
田村 仁人	行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
清水 令奈	女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

- ① 当社の取締役、監査役、重要な使用人等
- ② 子会社の取締役、監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

57百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、英文財務諸表監査に係る報酬が含まれておりません。
3. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬3百万円を支払っております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
5. 一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,489	流動負債	29,307
現金預金	12,814	支払手形・工事未払金等	20,722
受取手形・完成工事未収入金等	34,942	短期借入金	107
未成工事支出金	459	未払法人税等	494
材料貯蔵品	401	未成工事受入金	1,921
その他の他	2,871	完成工事補償引当金	32
固定資産	26,806	工事損失引当金	5
有形固定資産	24,852	賞与引当金	1,861
建物・構築物	4,594	その他の他	4,163
機械・運搬具・工具器具備品	5,276	固定負債	8,490
土地	14,217	長期借入金	6,900
建設仮勘定	763	退職給付に係る負債	1,505
無形固定資産	250	その他の他	84
投資その他の資産	1,703	負債合計	37,797
投資有価証券	290	(純資産の部)	
繰延税金資産	947	株主資本	40,266
その他の他	464	資本金	2,000
資産合計	78,295	資本剰余金	521
		利益剰余金	40,248
		自己株式	△2,502
		その他の包括利益累計額	231
		その他有価証券評価差額金	22
		為替換算調整勘定	4
		退職給付に係る調整累計額	203
		純資産合計	40,497
		負債純資産合計	78,295

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,795	流動負債	31,088
現金預金	11,894	支払手形	2,414
受取手形	1,167	電子記録債権	3,215
電子記録債権	961	工事未払金	10,346
完成工事未収入金	26,187	買掛金	4,265
売掛金	6,158	短期借入金	3,053
未成工事支出金	42	未払法人税等	465
材料貯蔵品	397	未成工事受入金	1,600
短期貸付金	257	完成工事補償引当金	32
未収入金	2,335	工事損失引当金	5
ファクタリング債権	100	賞与引当金	1,772
その他	293	営業外支払手形	34
固定資産	26,977	その他	3,882
有形固定資産	23,313	固定負債	8,644
建物・構築物	4,512	長期借入金	6,900
機械・運搬具	4,186	退職給付引当金	1,662
工具器具・備品	192	その他	81
土地	13,658	負債合計	39,732
建設仮勘定	762	(純資産の部)	
無形固定資産	109	株主資本	37,017
投資その他の資産	3,554	資本金	2,000
投資有価証券	255	資本剰余金	521
関係会社株式	1,825	資本準備金	500
繰延税金資産	883	その他資本剰余金	21
その他	697	利益剰余金	36,999
貸倒引当金	△107	その他利益剰余金	36,999
資産合計	76,773	繰越利益剰余金	36,999
		自己株式	△2,502
		評価・換算差額等	23
		その他有価証券評価差額金	23
		純資産合計	37,041
		負債純資産合計	76,773

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高	65,573	
売上原価	15,595	81,168
売上総利益	58,183	
営業外費用	13,747	71,930
営業利益	7,390	
経常利益	1,848	9,238
特別利益		5,148
特別損失		4,089
当期純利益	1	
前期繰上利益剰余金	6	
繰上利益剰余金	22	
繰上利益剰余金	18	
繰上利益剰余金	24	73
繰上利益剰余金	39	
繰上利益剰余金	23	
繰上利益剰余金	53	
繰上利益剰余金	21	137
繰上利益剰余金		4,025
繰上利益剰余金	16	
繰上利益剰余金	8	
繰上利益剰余金	77	102
繰上利益剰余金	27	
繰上利益剰余金	10	
繰上利益剰余金	30	
繰上利益剰余金	21	
繰上利益剰余金	56	146
繰上利益剰余金		3,982
繰上利益剰余金		961
繰上利益剰余金		△62
繰上利益剰余金		3,083

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 政 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」につきまして、監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小 出 正 幸 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	鈴 木 良 彦 ㊟
監 査 役（社外監査役）	齋 藤 洋 一 ㊟
監 査 役（社外監査役）	小 野 行 雄 ㊟

以上

